HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	誤振込における金銭返還請求権の法的性格
Author(s)	向瀬, 育恵
Citation	北大法学研究科ジュニア・リサーチ・ジャーナル, 6, 41-66
Issue Date	1999-12
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/22304
Type	departmental bulletin paper
File Information	6_P41-66.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

誤振込における金銭返還請求権の法的性格

向瀬育恵（むこうせいくえ）

目　次

第一章　はじめに ── 誤振込に関する裁判例と問題点 …… 43
第一節　振込による預金成立についての原因関係の要否をめぐって …… 43
第二節　裁判例の事案の特殊性ともう一つの問題 …… 44
第二章　判例における貨幣観と理論 …… 44
第一節　通貨媒体と「金銭価値」の乖離 …… 44
第一項　わが国の通貨制度の推移 …… 44
第二項　新たな通貨媒体による「金銭価値」の流通 ──「預金通貨」 … 45
第三項　電子マネー …… 45
第二節　金銭所有権論における「占有＝所有権」理論のドグマ …… 46
第一項　「占有＝所有権」理論の定着 …… 46
第二項　「騙取金による弁済」判決 …… 46
第三項　判例理論の問題点 …… 47
第三章　学説による物権的性質をもつ金銭返還請求権の構築 …… 48
第一節　金銭価値返還請求権（価値の r.v.）論 …… 48
第二節　侵害利得返還請求権の見直し …… 49
第四章　検討 …… 49
第一節　両説の相違点と問題点 …… 49
第二節　被騙取者の優先的地位の範囲 …… 51
第一項　追及効 …… 51
第二項　優先弁済効 …… 51
第三項　騙取金と第三者の利得との関連性 …… 52
第三節　小括 …… 52
第五章　誤振込事例の検討 …… 52
第一節　振込依頼人の誤記入によって原因関係のない相手に
振り込まれた場合 …… 53
第二節　銀行の取扱いミスによって原因関係のない相手に
振り込まれた場合 …… 54
第三節　銀行が振込資金の欠缺を見逃して振込手続をした場合 …… 55

第四節　銀行が振込委託の撤回を見逃して振込手続をした場合 …… 55
第五節　誤振込金返還請求権の性質 …… 55
おわりに …… 56

第一章　はじめに ── 誤振込に関する裁判例と問題点

第一節　振込による預金成立についての原因関係の要否をめぐって

振込取引とは，依頼人から振込依頼を受けた仕向銀行が，依頼人の指定した受取人の取引銀行を被仕向銀行として，受取人の預金口座に一定金額を入金することを委託し，被仕向銀行は，この委託に基づき受取人の預金口座にその金額を入金するものである。振込は，受取人の預金口座に自動的に入金記帳されるため，紛失盗難等の危険がなく，さらに昭和48年の全国銀行データ通信システムの導入によってより迅速なものとなり，利用は著しく増大している。振込は，専ら振込依頼人の受取人に対する債務の弁済のために用いられる。

近年，振込取引について学界を賑わせていたのは，依頼人が振込先を誤った場合，誤って振込を受けた受取人と被仕向銀行との間に預金債権が成立するか否かである。

その発端となったのは名古屋高判昭和51年1月8日金法795号44頁である。事案は次のようなものであった。振込依頼人が受取人名を「豊和工業株式会社」と記載すべきところ，「豊和産業株式会社」と記載した（口座番号の記載はなかった）ため，振込取扱店ではテレックスの仮名文字で「ホウワサンギョウ」と表示して為替通知を発信した。同銀行の被振込店ではたまたま同音の会社として「朋和産業株式会社」一社があったため，同社の預金口座に入金記帳した。そこで，朋和産業の預金に対して債権差押・転付命令を受けた債権者が預金の支払を請求したのに対し，一審（東京地判昭和49年7月5日昭和48年（ワ）第15号金法745号44頁解説）は預金不成立として棄却した。本判決も「被仕向銀行と受取人の関係は，両者間になされた普通預金に関する約款（普通預金規定）があり，これにより」「受取人は被仕向店の受け入れた振込金について，予めなされた包括的な承諾によりこれを受入れ，預金債権を成立させるのであるが，右約款上の受入れ承諾の意思は，客観的にも実質上正当な受取人と指定される取引上の原因関係の存在を前提としているものと解され，右正当な受取人に対してでない振込の場合にまで，預金として受け入れる意思を認めることはできない。正常な取引通念に照らしても，当事者の通常の意思を右の如く解するのが正当である」として控訴を棄却した。

鹿児島地判平成元年11月27日金法1255号32頁も，振込依頼人が「共和通信建設株式会社」の口座に振込依頼するつもりでありながら，事務処理のミスにより「サン・シック有限会社」と誤記（その受取人で，名称・口座番号等すべて正確に記載されていた）して振込依頼したが，被仕向銀行において振込依頼通りの入金処理をし，たまたまサン・シックに対し回収不能債権を有していた被仕向銀行が右振込金による預金と相殺したため振込依頼人より被仕向銀行に対し右振込金を不当利得として返還請求の訴えを提起した事案について，「当事者双方の合理的な意思からして」「客観的に実質上正当な振込金の受取人と指定されるべき，取引上の原因関係の存在を前提としているものと解するべきである」とした。学界では賛成派と反対派が拮抗していた。

そこに現れたのが次の判決である。振込依頼人が「株式会社東辰」の口座に振込依頼するところ，誤って振込先を「株式会社透辰」の口座と指定し，コンピューター処理により受取人名が「カ）トウシン」と表示されていたことから，「株式会社透辰」に入金記帳されたところ，その預金債権を差し押さえた債権者に対し振込依頼人が第三者異議の訴えを提起したものである。第1審である東京地判平成2年10月25日判時1388号80頁は「正常な取引通念，当事者の合理的意思」により原因関係を必要とした。控訴審である東京高判平成3年11月28日判時1414号51頁も「もっとも，現代における振込は，現金に代わる簡便な支払方法として日常的に大量且つ迅速に行われているから，原因関係を欠くとされる場合を広く認めるときは，振込取引の機能を損なうおそれがある」としながらも，「振込が原因関係を決済するための支払手段で

あることに鑑み」「通常の預金取引契約の合理的解釈」として原因関係必要論を採り，これまでの下級審判決に従った。

これに対して最判平成8年4月26日民集50巻5号1267頁は，「普通預金規定には，振込みがあった場合にはこれを預金口座に受け入れるという趣旨の定めがあるだけで，受取人と銀行の間の普通預金契約の成否を振込依頼人と受取人との間の振込みの原因となる法律関係の有無に懸からせていることをうかがわせる定めは置かれていないし，振込みは，銀行間及び銀行店舗間の送金手続を通して安全，安価，迅速に資金を移動する手段であって，多数かつ多額の資金移動を円滑に処理するため，その仲介に当たる銀行が各資金移動の原因となる法律関係の存否，内容等を関知することなくこれを遂行する仕組みが採られている」として，原因関係を不要とすることで落着させた(1)。

第二節　裁判例の事案の特殊性ともう一つの問題

以上のように，これらの判決は預金契約の解釈を問題としてきた。しかし，契約の解釈という手段では問題の解決は図れず(2)，具体的な訴訟事件の解決のうえでの利益衡量とか不公平を回避するという事情が背景にあるとの指摘は早くからあった(3)。つまり，差押・転付債権者や相殺債権者など，因果関係の比較的明らかな第三者が絡んだケースにおいて，「本来入ってくるべきでない金銭が債務者の責任財産に入ってきても債権者としてそれを当てにすべきではない」という考量，つまり「騙取金による弁済」判決（第二章第二節）との類似の公平観を見出すことができるのである(4)。原因関係不要論者にも，債権者の棚ぼたを不当とみるものが多い。

注目すべきは，最高裁の事例で，原審が，原因関係必要論に立ちつつ，「金銭価値の実質的帰属者たる地位に基づき，これを保全するため，本件預金債権そのものが実体上自己に帰属している場合と同様に，右預金債権に対する差押えの排除を求めることができると解すべきである」として，預金債権差押債権者の執行に対する振込依頼人の第三者異議を認めたことに対し，最高裁が次の判断により第三者異議の主張を退けたことである。最高裁は原因関係不要論を採り，「振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在していないにかかわらず，振込みによって受取人が振込金額相当の預金債権を取得したときは，振込依頼人は，受取人に対し，右同額の不当利得返還請求権を有する」にすぎないとした（下線は筆者による）。しかし，最高裁のように，原因関係がなくても預金債権が成立するというときには，預金残高に誤振込金額に足りるだけの残高があるか，そうでなくてもその一部と見られる残高があるときには(5)，受取人は預金債権を利得していると捉える余地がある。そして，原物返還の原則からいうと，返還請求の対象は預金債権であり(6)，債権の返還請求権は第三者異議の原因になりうる(7)。それにもかかわらず，最高裁が上記のように判断したということは，預金債権から債権という性質を捨象して金銭と同一視するという貨幣観の表れであり，第三者異議の訴えを否定したのは，まさに「騙取金による弁済」判決と同じく，金銭についての「占有＝所有権」理論が採用されたものと捉えることができる。

このように，近時の誤振込をめぐる議論は，契約の解釈といった水掛け論的な争いではなく，金銭の帰属という古典的な論題に還元されるのである。

そこで，本稿においては，この最高裁の貨幣観と，平成8年判決を拘束する「占有＝所有権」論を見直す作業を通じて，「本来入ってくるべきでない金銭が債務者の責任財産に入ってきても債権者としてそれを当てにすべきではない」場合における本来の帰属者の地位について，若干の検討を試みる。

第二章　判例における貨幣観と理論

第一節　通貨媒体と「金銭価値」の乖離

第一項　わが国の通貨制度の推移(8)

わが国では，1897年（明治30年）10月1日の貨幣法の施行により，本位貨幣たる金が鋳貨形態

をとり，通貨として保証されていた（金本位制）。当時は，物としての金銭は流通面においても姿態そのままに現象していた。そのかぎりでは他の動産（種類物）と比べ特殊な物的性質をもつものではなかった。額面価格と実質価格が一致しているため，金銭の取得は一定の金額の取得であると同時に，その金額が表象する量の金の取得であり，また，金貨を鋳潰して地金とすることも自己保有の金を金貨として鋳造してもらうことも自由であった。しかし実際には，本位貨幣の流通が保証されている制度下でも，兌換銀行券の流通により代置される。兌換銀行券は本位貨幣たる金に対する請求権を証券化した流通手段である。ここでは，その素材たるべきものは何ら重要性をもたず，たんに流通手段・支払手段としての機能を表すにすぎない。金貨への支配権能はこの紙幣通貨によって及ぼされる。兌換紙幣は，債権の移転という現象を通して流通することになる。

その後，かかる金本位制は，1930年代の世界大恐慌の過程で放棄され(9)，1942年（昭和17年）に日本銀行法が制定され不兌換制度へ移行した。本位貨幣たる金貨の鋳造はなく，銀行券も兌換性のない不兌換銀行券として，通貨は国家の強制通用力が付与されたものとして流通している。ここでは，金銭の物としての観念は全く抽象的・観念的なものとなり，素材そのものが無価値である不換紙幣は，「価値」を表彰するという擬制的なものになる。兌換銀行券のように無記名債権・有価証券という観念を入れる余地もない。

このように，不兌換制度の下においては，材質や貨幣の種類の違いにかかわらず均一に表彰される「金銭価値」(10)と，それを決済に利用できるように実体的にトレースするための媒体部分が，別個のものとして観念できるようになるのである。

第二項　新たな通貨媒体による「金銭価値」の流通――「預金通貨」

他方で，現代においては，金銭による支払手段としての現象形態は単一ではない。

通貨とは，商品交換の媒介手段として取引に使用されるものであるから，法貨以外にも，社会のコンセンサスによって承認される。判例は，実際の取引の必要性が生み出した支払手段に対して，早くから，弁済の提供（民法493条）に関して「取引上，現金ト同一ノ作用ヲナスモノ」である場合には適法な提供であるという態度を示していた(11)。そして，金銭債務の弁済のために個人振出の小切手を提供しても債務の本旨に従った弁済の提供とはいえないが(12)，銀行の自己宛小切手については，「取引界において通常現金と同様に取り扱われている銀行の自己宛振出小切手を提供したときは，特段の事情のない限り，債務の本旨に従った弁済の提供があったものといえる」(13)とした。判例法によって，自己宛小切手に現金と同様の強制通用力が認められたことになる(14)。銀行制度の発展と国家の介入をともなって銀行の債務承認という事象に同様の「価値」が承認されたのである。それは，日本銀行券や貨幣といった「現金通貨」を媒介とするものではない，「預金通貨」の承認である(15)。誤振込事例の平成8年判決が，預金債権を金銭と同一視したというのは，「預金通貨」という概念を再承認したことにほかならない。

預金通貨は先の銀行の自己宛小切手のほか，振込という手段によっても流通する。振込手続は入金記帳により完了し，この時点以降は振込依頼人は振込委託を撤回できなくなり，受取人は引出しができ（資金解放），振込依頼人の受取人に対する原因関係上の債務が消滅するということに異論はないようである(16)。振込取引の議論において，預金債権の取得を代物弁済と捉える理解があるが(17)，上記の判例法からいえば，原則として本旨弁済になることを認めるべきである(18)。

第三項　電子マネー

さらに現在，電子マネーの導入により通貨制度に変革が訪れようとしていることは周知のとおりである。電子マネーは，「金銭価値」を電子情報に置き換え，コンピューターネットワークやICカードを通じて決済手段として利用するので，現金を扱うことの不便さや危険を取り除き，瞬時に代金決算を行える大変便利な決済手段である。

基本的な電子マネーの流れはつぎのようにな

る。まず①電子マネー利用者Xは，電子マネーの発行者Aに対して現金・預金等を提供して電子マネーの発行を請求し，これを受けて，AはXに対して，電子マネーに相当するデータを送信する。②Xは，Aより受け取った電子マネーを金銭債務の弁済等のために他の利用者Yに送信する。③AはYの請求により，電子マネーと引換にYに現金を支払う（またはYの預金口座に入金する）。

この電子マネーの法律性質については，①電子マネーの移転を電子マネー保有者が発行者に対して有する預金債権の譲渡と捉える説，②発行者に対し，利用者から移転先の利用者への支払指図がなされたと捉える説，③電子マネーを価値そのものと捉える説がある(19)。①②は発行者の信用にかかる点で「預金通貨」の枠組みで捉えられるが，③によると，情報という無体物が通貨媒体となる。

電子マネーをめぐる法的問題は多岐にわたり，導入に向けて議論が散見されるが，根幹としては，現金通貨や預金通貨を視野に置いた金銭の統一的理論を構築するという視点が必要であろう。その際見直すべきは，主に現金通貨を前提として構築してきた次の判例理論である。

第二節　金銭所有権論における「占有＝所有権」理論のドグマ

第一項　「占有＝所有権」理論の定着

民法の条文は，物権法の領域で，金銭の特殊性についての特別な配慮をしていない。古典的には，後にみる「騙取金による弁済」判決のように，金銭も他の有体物と同一の扱いを受けていた。金銭が騙取されても原則として所有権は移転せず，騙取者のもとで混和が生ずる場合や騙取者から金銭を受領した者が金銭を即時取得した場合には原所有者は所有権を失うが，そうでないかぎり金銭の占有者に対して所有権に基づく返還請求ができることになる。吉岡教授は，これらの判決の多くが，わが国において本位金貨が通貨として流通が保証され，兌換紙幣の流通が行われていた時期に相応し，金貨も兌換紙幣も（民法86条3項により）共に動産として観念できるとして，そのかぎりで容認できるとする(20)。

しかし，早い時期に，金銭については193条の適用を排する等，金銭と他の有体物の違いは意識されはじめていた(21)。金銭の物権法上の特殊性についての議論が高まってきたのは，1930年代後半である。抽象的な価値の化現者である金銭には，物体の個性を前提とする所有権を考えるのは適当ではないとして，占有の取得は同時に所有権の取得であるとする見解が展開され，通説化していった(22)。

戦後の判例も通説の影響を受け，「占有＝所有権」理論をとるようになった。最判昭和29年11月5日刑集8巻11号1675頁は業務上横領背任事件で「金銭の所有権は，特段の事情のないかぎり，金銭の占有の移転とともに移転するものと解するべきである」として，消費貸借契約が無効な場合でも，当該契約に基づいて交付された金銭の所有権は借主に帰属する旨判示した。最判昭和39年1月24日判時365号26頁は，詐取・横領した金銭を目的とした仮差押に対する第三者異議事件で，「金銭の所有権者は，いかなる理由によって取得したか，また，その占有を正当づける権利を有するか否かにかかわりなく，価値の帰属者即ち金銭の所有者とみるべきものである」と判示し，刑事・民事の判決共に同一の理論的立場を示すに至った。

第二項　「騙取金による弁済」判決

「占有＝所有権」理論は金銭の流通性を重視するものであるが，その観点から金銭所有権論と共に意識されてきたのは，不当利得法の動向，特に「騙取金による弁済」に関する判決である。

典型事例は，Xに帰属する金銭をMが騙取（盗取，詐取，横領など）して，その騙取金をもって債権者Yに債務の弁済を行った場合である。このときに，XはYに対して受領した金銭の返還を請求できるであろうか（以下，各文献の引用もこの記号に合わせる）。

大審院時代の判例は，因果関係の存否または法律上の原因の存否を問題とした。そして前者に関しては，中間者Mの行為が介在していることを

もって否定するもの(23)，金銭所有権がXとMのどちらに帰属しているか（Mにおける混和の有無）で決するもの(24)があり，後者に関しては，金銭の受領を基礎づける債務の弁済が有効になされたか否か(25)，金銭についてYが192条の即時取得により取得した否か(26)，といった判断基準によって決している。

この大審院判決群には，因果関係の直接性の解釈とそれに対する学説からの批判との間で揺れ動き，「法律上の原因」を重視する立場へと変化しつつある様子が見られるが，この時点では未だ金銭が「物」の法理に従っていたことが分かる。

そして，最高裁にいたって，既述のように「占有＝所有権」理論を採用し，金銭の不当な移動は不当利得法で処理するようになった。

最判昭和42年3月31日民集21巻2号475頁は，Mが蜜柑買受の斡旋をするとの口実でXから代金を詐取し，MはYに対する自己の蜜柑代金債務の支払いにそれを当てた事案において，「Yは，自己らに対してMが負担する債務の弁済として本件金員を善意で受領したのであるから，法律上の原因に基づいてこれを取得したものというべきであり，右金員が前記のようにMにおいてXから騙取したものであるからといって，Yについて何ら不当利得の関係を生ずるものではないと解するべきである」として棄却判決をした。

判断基準をさらに具体的にし，金員の物理的同一性が確保されない場合にも適用されることを確認したのが最判昭和49年9月26日民集28巻6号1243頁である。事案は次のようなものである。国の事務官Mは，某県農業共済組合連合会Xの経理課長らと結託して国庫負担金を騙取した。このことが発覚しそうになったため，Mは国Yに返金するため経理課長らに金員の融通を打診し，経理課長はX名義をもって銀行より金員を借り受けた。この銀行との金銭消費貸借は表見代理によってXに効力が及ぶと原審において判示されている。Mはこれを一時自己の事業資金として流用したのち，Yに返還した。そこで「Mが騙取又は横領した金銭をそのままYの利益に使用しようと，あるいはこれを自己の金銭と混同させまたは両替し，あるいは銀行に預け入れ，あるいはその一部を他の目的のため消費した後その消費した分を別途工面した金銭によって補填する等してから，Yのために使用しようと，社会通念上Xの金銭でYの利益をはかったと認められるだけの連結がある場合には，なお不当利得の成立に必要な因果関係があるものと解すべきであり」「YがMから右の金銭を受領するにつき悪意または重大な過失がある場合には，Yの右金銭取得は，被騙取者又は被横領者たるXに対する関係においては，法律上の原因がなく，不当利得になると解するのが相当である」として，破棄差戻した。

この両判決については，殊に受領者の主観要件をめぐって憶測を呼んだが(27)，それぞれ我妻説をそのまま採用したものとの指摘がある(28)。我妻博士は次のように説く。「騙取された金銭が騙取者Mの所有に帰するというのは」「金銭の特殊性に基づくいわば形式的な理由によるものである。そうだとすると，騙取された金銭は，実質的にはなお騙取された者に帰属していると見るべき」であり(29)，したがって「金銭について実質的にXに帰属すべきものがYに交付されたと見るときは，Yがこの実質関係を知らざる以上，――即時取得の趣旨に基づき――これを受領するにつき法律上の原因を備えるものと解するを妥当とする」(30)。

我妻説とそれを採用した判例は，金銭における通貨媒体部分と「価値」とが分離して帰属することを認め，占有に伴って所有権が移転するという理論は，媒体部分に限定された理論であったことがわかる。

誤振込によっても入金記帳された預金債権は特定性を失って残高債権に融合し，形式的に受取人の財産に混入するという，預金成立における原因関係不要論は，預金通貨の議論として「占有＝所有権」理論と平仄が合っており，この限りにおいて是認されるべきものである(31)。

第三項　判例理論の問題点

判例の「占有＝所有権」理論は，金銭を媒体部分と価値部分に分離し，前者の帰属を表すには正

鵠を得ている。しかし後者の帰属割当を，債権である不当利得返還請求権で実現したために，つぎのような問題が生じた。

例えば誤振込や騙取のように有効な意思に基づかない金銭の移転があったときや，受任者や代理人が金銭を占有しているときには(32)，債権的請求権しか持たず，一般の債権と同様に消滅時効にかかり，また相手方が破産したような場合には，他の債権者と同等の地位でしか弁済を受けることができないのである。

そして，まさに誤振込判決では，この通説・判例が看過していた問題が表面化した。「騙取金による弁済」事例の最判昭和49年では，便宜的に追及効をみとめることで手当てができていた。しかし，誤振込事例のように，Yが差押権者として現れた場合は，Yの差押に対しXはその実行に甘んずるほかないのであろうか。実行後であればYや配当を受けた債権者に対して「騙取金による弁済」判決を援用して金銭の不当利得返還請求権を行使できるであろうが(33)，不当利得の原因となる行為に対して何ら阻む術がない，というのはあまりに不合理である。そしてYに債権者がいるときには一部の配当を受けることができるにすぎなくなる可能性が大きい。

そして，電子マネーの開発にあたってはセキュリティーの問題が重要視されているが，利用上のパスワード等の予防的措置のみではなく，事が起こったときの法的措置を整備するためにも，金銭に不当な移動があったときの実質的帰属者の地位の見直しは，今般真摯に取り組むべき課題ではないであろうか。

ここで，これまでの学説におけるいくつかの試みを検討する。

第三章　学説による物権的性質をもつ金銭返還請求権の構築

学説においては，通貨媒体における「占有＝所有権」理論を踏まえつつ，要の価値部分の帰属者に物権的な保護を与えようとする試みがなされている。「騙取金による弁済」の議論が盛んであった時期に，判例に触発されて出てきたのが次の価値のr.v.論である。

第一節　金銭価値返還請求権（価値のr.v.）論

金銭の実質を成すところの「価値」の帰属割当によって示される利益を価値所有権として構成するものである。主に四宮説(34)，広中説(35)，加藤(雅)説(36)，好美説(37)があり，論者によって要件・効果に若干の違いがある。

価値のr.v.は，「価値の同一性(特定性)」(38)が保たれているかぎり，①有価証券に関する即時取得(手形法16条2項，小切手法21条，商法519条等)に準じYの悪意・重過失を要件として（四宮・好美），又は②債権者取消権（民法424条）に準じYの悪意とMの無資力を要件として（広中・加藤），Yに追求できるものとする。②は，「金銭の高度な代替性」の故に「たとえMのYに対する弁済がXからの騙取金をもってなされ，それをYが知っていようとも，MがXに弁済するにたる十分な資力をもっていれば，Yには責められるべき点はなにもないはずである」とし，返還請求権が認容されるべきであると考えられるYの悪意とは，「MがXからの騙取金員をもって弁済をなすことにより，Mの資力から考え，MのXに対する弁済が不可能となること知っていること」つまり「詐害の事実を知っている」ということであり，「この不当利得判決は，本来的には，XのMに対する損害賠償請求権（ないし不当利得返還請求権）を基礎とする債権者取消権として構成されるべきものであり，詐害行為の要件が認められる場合にのみXの請求が認容されるべき」とするものである。

そして，第三者の差押に対しては，第三者異議（四宮・加藤）又は民執法85条5項の「民法」の解釈による配当請求により，M破産のときには取戻権（四宮）又は代償的取戻権（広中）もしくは双方（加藤，その価値を特定できる場合には取戻権，その価値の譲渡を特定できる場合には代償的取戻権）により，優先弁済効をもつとする。

なお，金銭の返還請求権関係をながく浮動の状態におくべきではないとして，20年の消滅時効

（四宮）または2年の消滅時効及び20年の除斥期間（民法426条の類推）（広中・加藤）に服するものとする。

第二節　侵害利得返還請求権の見直し

これに対し，そもそもの問題は，財産法における物権と債権の峻別論から，後者の典型として挙げられる金銭債権を，契約上の金銭債権と契約以外から生じる金銭債権とに区別して論じていないことであるとして，一定の状況における金銭債権者に物権的な排他権を与えるべきと説くのが松岡教授である(39)。つまり，問題はXのMに対する侵害利得（他人の財貨からの利得）返還請求権の効力に即して検討される。

これは，次のような川村泰啓教授の研究を踏まえたものである。「『他人の財貨からの利得』返還請求権と所有権に基づく返還請求権とをパラレルに考え，有体物以外の財貨（たとえば労働力）の私的所有においては，所有権に基づく返還請求権が観念されない関係で，その不適法な帰属状態に対する保護は『他人の財貨からの利得』返還請求権としてのみ現象することになる。金銭所有権の法理の特殊性は，占有喪失者が金銭所有権を失うのと引き換えに『他人の財貨からの利得』返還請求権による保護を受けるという点に現れる(40)。『他人の財貨からの利得』返還債権は，債権という姿態をとってはいるが，有体物所有権その他の姿態を採っていた私的所有が一定量の金銭の返還請求権に転換した私的所有に他ならない。この種の債権者は，契約上の債権者のように債務者の無資力の危険を自ら買った者ではないのに対して，Mの債権者に対してはMの本来あるべき責任財産状態への復帰を意味するにすぎない。そこで債権の対象が特定性を有するか否かに関係なく，利得が利得債務者の債権者の強制執行の対象とされた場合には，『他人の財貨からの利得』債権は，「債権」という姿態をかなぐりすてて，第三異議の訴えとして現れ，利得債務者が破産したときには，摑取対象を破産財団から分別させる処理が妥当となる（破産法87条参照）」(41)。

価値のr.v.理論については，次のように批判する。金銭の特殊な取り扱いに限定して考察し，それに物権的権利保護をいかに与えるかを物権との類比の観点からのみとらえる危険をはらんでいる。例えば「価値の特定性」へのこだわりは，有体物所有権の保護を類推するために対象を確定する操作として考案されているきらいがある，と。

そして次のように続ける。騙取行為による利得が存する限り，騙取された金銭の特定性・代位物にこだわらず(42)，本来Xに帰属すべき価値が返還されることが重要なのであり，Xは目的物に個性のない価値（金銭）の給付を受ける金銭債権者として現れることになる。そのXの保護は，騙取されて特定性を保っている金銭や価値の変形物が差し押さえられても，Mに他に財産があれば，Xはそこから騙取されたと同額の支払いを受ければよいから，Mが無資力の場合にのみ，本来Mの責任財産に帰属するべきでない価値をMの財産から分別するという実質を実現するため，第三者異議を認める(43)。Mが破産したときには，「破産者ニ属セザル財産」（破産法87条）として，破産財団からの分別をする余地を考慮すべきである。しかし，Yへの追及効は債権者取消権の形でみとめ，その効果につき上の解釈論を持ち込むことで十分である(44)。

第四章　検　　討

第一節　両説の相違点と問題点

以上の両説は，ある場合の金銭返還請求権について一般有体物の返還請求権類似の効力を認めようという点で目的を一にしているが，想定する事例の範囲は異なる。

価値のr.v.論は，専ら「騙取金による弁済」事例において定着してきた「占有＝所有権」理論に触発された観があり，金銭の窃盗・騙取といった金銭の移転が生じている場合のみを想定した議論を立てている。

それに対して，侵害利得返還請求権の見直し論は，広く，金銭・有体物を通して観念される「財

産価値」の利得に着目するので，金銭移動の事案に限らない。例えば，ある有体物が盗取され，無権利者Mのもとでその有体物に添付が生じたようなときにも，Xは原物の返還を請求し得なくなっているだけで，その後もMにXの所有対象となるべき「財産価値」は残存しているから，その価値の返還請求権には物権的返還請求類似の効力をみとめるべきであるとする。この場合，従来の考え方では，当初は所有物返還請求権により保護されたはずであるのに，物の添付という偶然の事件によって，一般債権者と同じ地位での回収しかできなくなってしまう。松岡教授はこれを「物権から債権への格下げ」とよぶ(45)。金銭返還請求権を一絡げに考えることの不当性は，この場合に顕著に感じることができる。この物権的請求権が金銭債権に転化したときの一定の保護という思想は，破産法91条の代償的取戻権にも現れている。価値のr.v.論も，このような問題と並行して検討されるべきである(46)。

ところで，給付行為が介在するか否かによって，発生する請求権の効力が異なって然るべきであるというのは，殊に給付利得が問題となる場面において，不当利得返還請求権と物権的返還請求権の請求権競合の問題として論じられてきた。給付利得類型は表見的法律関係の清算であり，例えば表見的法律関係が売買であったときに，買主の代金返還請求権が時効消滅して売主の物返還請求権が残るのは不当であるから，不当利得返還請求権のみが機能すべきである（法条競合論）または不当利得返還請求権と物権的返還請求権の両者の性格を併せ持った請求権を観念すべきである（規範統合論），といった議論である。

上記両説は，無自覚であるにせよ，この請求権競合論における視点が異なる。価値のr.v.論は，騙取金事例において機能すべき物権的請求権を観念すべしとの主張であるのに対し（法条競合論），侵害利得見直し論は，侵害利得返還請求権を債権と物権との混合的な請求権に構成し直そうという主張（規範統合論）である。

このように，両説はその志向するところは一致しており，理論の立て方によっては具体的帰結として差異がでるわけでもない。しかし，価値所有権を観念するr.v.論が，金銭の返還請求権関係をながく浮動の状態におくべきではないとして，消滅時効に係らせようとするのは一貫していない。この点において，債権と物権との性質を事態適合的に統合しようとする侵害利得見直し論の方が理論的に優れているといえる。

両説を通じて最も重要なのは，これらの理論を適用すべきなのはどういう事案なのかである。侵害利得返還請求権の効力の特殊性という考え方は，従来から指摘されていた。侵害利得返還請求権は，財貨帰属の確保という共通の機能を担うものとして，物権的返還請求権の要件・効果とパラレルに考えるべきであるといわれたり(47)，「他人の財貨からの利得」の執行法における優遇をみとめるべきであるともいわれている(48)。しかしこれらの意見が，侵害利得返還請求権の見直し論のように金銭騙取事件に反映されてこなかったのは，なぜであろうか。

従来，「騙取金による弁済」をめぐる議論では，騙取という概念が広く捉えられてきた。しかし，騙取といっても，窃盗のように何らXの給付行為が存しない場合と，詐取のようにXの給付行為が介在する場合がある。後者の場合はそれが「給付利得」に該当するのか，「侵害利得」に該当するのか，判断は微妙である。ところで，一般に，侵害利得の補充性ということがいわれるが，この原則は，契約当事者同士はお互い相手を信頼して契約関係を結んだのであるから，その相手の信用に対するリスクは自ら負担すべきであるという観点からのものである。これは二当事者間の契約意思の自由が保たれていることが前提となっている。「騙取金による弁済」事例の最高裁判決，特に昭和42年判決は，Xの給付行為がみられるにもかかわらず，第三者への追及の余地をみとめている。これは，給付行為の巻き戻し＝給付利得という公式が単純に適用できないことを示している。従来は，金銭の騙取という現象を，価値のr.v.の問題として統一的に解決しようとするばかりに，「侵害利

得」であるか「給付利得」であるかという観点が蔑ろにされてきたのではないだろうか。

第二節　被騙取者の優先的地位の範囲

では，どのような場合に，金銭の被騙取者に優先的地位が認められるべきであろうか。先の学説をみると，加藤説は騙取金事例を前提とし，広中説・好美説は窃取の場合を念頭に展開しておられる。これに対して，四宮説は「意思に基づかないで金銭の占有が移転する場合」として広く金銭を移転する法律行為に無効・取消があった場合も含むと解しているようである(49)。松岡教授はこの点ついて明らかにしていない（注44)。

第一項　追及効

YがMからの有体物（動産）の転得者として現れたときに，その有体物がXからMが「窃取」したものであるときには，XはYが即時取得しない限りYに追及することができる。これが金銭であったときの学説をみてみると，四宮説・好美説は有価証券に関する即時取得に準じYの悪意・重過失を要件として，広中説・加藤説は債権者取消権に準じYの悪意とMの無資力を要件として追及効を認めている。松岡説は，追及効については債権者取消権制度によって規律すべきであるという。

確かに，そもそも金銭債権者同士の調節については，債権者取消権制度が規律することになっている。しかし，上述のように，「騙取金による弁済」事例の最高裁判例は，一定の場合に生じる金銭債権に優先的地位を認めたのである。筆者は，債権者取消権制度とは，平等に扱われるべき債権者間において，例外的状況における実質的平等を裁判によって図るというものであり，このような優先的地位にある債権者による追及とは，その機能を分化させるべきであると考える。その要件としては，「価値」の存在には公示を欠くこと，通貨には有体物，とくに特定物に比べ個性がないため移動の経緯が捉えにくいということ，有価証券との整合性（金銭の「価値」自体の流通の保護も考慮するべきである）ということを考えると，Yの悪意・重過失を要件とすべきである。

では，Mが金銭を「詐取」してYへの弁済に当てた場合にはどうか。この場合にYへの追及効の容認を明示しているのは四宮説と加藤説である。有体物の詐取のときには，その転得者が善意であれば追及効を受けないことになっている。よって，この場合にも，昭和49年判決と等しく，Yが悪意・重過失のときには，追及効をみとめてよいだろう。

次に，「強迫」によって，Xに帰属すべき金銭がMのもとにあり，そこからYが弁済を受けたようなときにはどうだろう。強迫については，詐欺のような第三者保護規定がない。しかし，判例は，手形行為に，民法の意思表示の瑕疵に関する規定を適用せず，人的抗弁とすることによって善意者の保護を図っている(50)。同じく，「価値」も流通するものであるから，善意・軽過失のYには追及しえないとすべきである。

以上に対して，XとMとの契約に「錯誤」があったことによって生じたときには，「人違い」の錯誤のときは別として，Yへの追及効はみとめるべきではないと考える。「人違い」のときは別として，XはMを契約の相手方とすることについては自由意思によっているのであるから，錯誤無効によるMの無資力の危険は，契約社会において覚悟すべき通常の負担であると考えられるからである(51)。筆者には，ここが「給付利得」と「侵害利得」の分水嶺であると思われる。

第二項　優先弁済効

差押債権者として現れたときは追及効におけるのと別の考量が必要である。

差押債権者は177条および94条2項においては第三者と考えられている(52)。しかし，192条においては，一般に取引による取得者でない差押債権者は保護されないと解されている。ゆえに，MがXから窃取した有体物をYが差し押さえたときにはXは第三者異議の訴えによってこれを排除することができる（公信力の排除)。

この有体物の議論からすると，Xが「詐取」「強迫」されたときには，Yが転得者であるか差押債

権者であるかで区別せず，善意・無重過失の差押債権者は保護されると考えるべきであろう。これに対して，金銭が「窃取」されたものであるときには，Xは第三者異議の訴えによって善意・無過失のYの差押えをも排除することができることになる。これに対し，金銭自体はMに帰属するものであり，Xへの「価値」の帰属も公示されてはいないということから，差押債権者が悪意・重過失でないかぎり，有効に執行をなしうるものとするのが広中説である。

しかし，「窃盗」は，Xにとってまさに青天霹靂の事態であり，それに対して「詐取」等されたときには，ある程度自衛手段が図れたはずであるということを考えると，Xの保護に差を設けることにも一理ある。また，強制執行は国家が介入するものであるから，差押債権者の主観態様に関係なく，Yが引当にできる責任財産はXとの間で正当に得たものに限り，実体上差押目的物はXに帰属すべきものであると認定されたときには，この結論を甘受すべきであるという考え方もできよう。この問題はMが破産したときも同じである(53)。また，差押債権者に対して優先弁済効を発揮するには，広中説のように，配当請求によると考えることも可能であるかもしれないが，注43のいうように，Xの追及効は裁判手続によって認定されるべきである。

第三項　騙取金と第三者の利得との関連性

ところで，価値のr.v.論はどの説も何らかの価値としての「同一性」を要件にしている。これは，被騙取金と返還対象との関連性を要求するものである。

Mに十分な資力があるときには，たとえ「同一性」が認められたとしても，Yに対する追及を認めるのは，合理性がない。不当とすべきは本来はYがMに資力がなくて回収しえないはずの弁済の受領である。そこでMの無資力を要件とすべきである。というのは，Mに資力があるときには，騙取金が実際的にはYの弁済に当てられたと認定できたとしても，その価値はMのもとで出費の節約という形で残存していると考えられるからである。それに対して，騙取時から弁済時までの間，Xから騙取した金銭を除くほかにはMのもとにYへの弁済額相当の資力がなかったときには，Yの受領した金銭は，Xからの騙取に由来するものであるとの推定ができるからである。いいかえると，Mが無資力であるときに，価値の同一性がある，または因果関係がある，といえるのである。そして，MがYから金銭に替わる代位物を受領しているときにも，Xに由来する財産はMに残存していると考えるべきである（広中説，松岡説。反対，四宮説）。

第三節　小　　括

以上のように，「侵害利得」の範囲という問題は，損失者Xと中間者Mの関係の濃淡，つまりMを取引の相手方を選んだことについてのXの帰責性と，Mの債権者Yの信頼保護の調整という問題に還元される。これに対しては，「公平」を基準とするかつての不当利得論への回帰ではないか，との反応が予想される。しかし，筆者は，この問題に無自覚なまま，契約関係の清算という観点のみから「侵害利得の補充性」を語ることの方が不当であると思う。そして，「騙取」概念に立ち入らずに，公平に適うという感情だけで「騙取金による弁済」事例の最高裁判決の結論について賛成する従来の傾向は，「侵害利得」と「給付利得」の峻別論の無意味化をもたらすのではないだろうか。

第五章　誤振込事例の検討

以上の検討をふまえて，裁判例に現れた誤振込事案に，若干の検討を加えたいと思う。

振込取引では，必然的に，行内振込では三当事者，他行間振込では四当事者が関わるため，一口に誤振込関係の清算といっても，まず誰と誰の間で不当利得関係に立つのかが問題となる(54)。そこで発生する誤振込金返還請求権がどのような性質を持つか，という問題は，第四章でみたように，この当事者の関係如何に関わることになる（第五節）。

振込取引の法的性質については，従来，指図[55]や第三者のためにする契約といわれてきた。しかし，第三者のためにする契約と構成することの実益は，受益者たる受取人に直接の請求権を取得させることにあろうが，約款によりそのメリットは失われている。そればかりか，第三者のためにする契約における受益者は要約者と諾約者の間の法律関係に従属する（例えば抗弁について民法539条。判例が受益者の第三者性を否定するのもその表れであると思われる）が，これは振込による預金通貨の移動が現金に代わる支払手段として機能することに適合的でないといえよう[56]。

以下，通常の用法に従い，被指図者（銀行）による受益者（振込受取人）への給付を原因付ける指図者（振込依頼人）と被指図者間の法律関係を「補償関係」（銀行の預金債務，振込委託に伴う現金の消費寄託契約の返還債務など），その受領を原因付ける受益者と指図者間の法律関係を「対価関係」とする。

第一節　振込依頼人の誤記入によって原因関係のない相手に振り込まれた場合[57]

1　冒頭に見た裁判例は，振込依頼人が「振込依頼書」を記入する際に，自らその受取人の記載を誤ったというものである[58]。振込依頼人の記載ミスにより受取人違いの誤振込が生じたが，その振込委託契約の錯誤が認められないときには[59]，対価関係に瑕疵がある場合[60]として振込依頼人と受取人間の不当利得により清算されることになる。

2－1　振込委託が無効であると判断されるときはどのような処理がなされるのか。

錯誤により振込委託が無効になるとすれば，有効な指図がない場合[61]として，銀行による出捐は，対価関係は存在しないから勿論，補償関係上の給付ともなりえないことになる。銀行は，損失を，預金残高がその金額を満たしていれば入金記帳自体が効力なしとして記帳訂正できようが[62]，そうでなければ受取人に対する不当利得返還請求権を行使して回復することになる。錯誤に過失ある振込依頼人は銀行の損害につき賠償責任を負う可能性があろう[63]。

2－2　他行間振込の場合はさらに，振込委託が無効であるとしても，それに基づいてなされた行為は当然に全部無効となるのかどうか，つまり，仕向銀行から被仕向銀行への送金，被仕向銀行から受取人への入金といった他の法律行為の効力は別の検討をなさなければならない[64]。これは，仕向銀行と被仕向銀行との法律関係をどのように捉えるかという問題である。仕向銀行と被仕向銀行との間では，何らかの（準）委任契約が成立していると考えられるが[65]，被仕向銀行が振込依頼人に対してどのような立場に立つかが問題となる。被仕向銀行の法的立場については，履行補助者とするもの[66]，復受任者とするもの[67]，別個独立の受任者とするもの[68]がある。

2－2－1　被仕向銀行を前2者のどちらかと考え，錯誤無効の効果が被仕向銀行の事務処理にまで及ぶとすると，有効な指図がない場合として仕向銀行は出捐先へ不当利得返還請求権をすることになる。受取人の預金にいくらか残高があると，その分は無効な入金記帳として被仕向銀行の記帳訂正が行われ，仕向銀行へと返金される。そうでないときは仕向銀行→被仕向銀行→受取人という，三者不当利得のいわゆる直線連鎖型が生ずる。直線連鎖型については，最判平成3年11月19日民集45巻8号1209頁が，中間者には，転得者に対して取得した不当利得返還請求権の額面額の利得があるとした。しかしこの考え方は大きな問題をはらんでいる[69]。

2－2－2　他方，被仕向銀行を独立の受任者と考え，無効の効果が被仕向銀行に及ばないとすると，仕向銀行は直接受取人に不当利得返還請求をすることになる。なお，このときに，例えば受取人が入金記帳後破産した場合を考えると，行内振込のとき（2－1）には受取人の破産管財人に対して預金が成立していない旨主張してその限りで破産のリスクを回避できるのに対し，請求権に優先的効力を認めない以上ここでは一般債権者としての配当しか受けられないことになる。仕向銀行

が引き受けた振込依頼先の受取人の取引銀行が同一行にあるかどうかは偶然のものであるから，行内振込の場合と比べるとバランスが悪い。このように，錯誤契約と無関係な被仕向銀行を巻き込まず，直截に仕向銀行からの受取人への不当利得返還請求権によるべきだとするときには，優先的効力を認めるべきとする私論が補強される。

第二節　銀行の取扱いミス(70)によって原因関係のない相手に振り込まれた場合

1　仕向銀行が受取人相違の振込通知を発信したときには(71)，仕向銀行は受任者として改めて真正な受取人宛に振込を行う義務がある。履行の遅滞により振込依頼人に生じた損害については，振込委託契約の不履行として損害賠償責任が生じる(72)。

誤振込先の入金記帳については，まず受取人相違が平成7年の改正による取消制度(73)の適用を受けるかが問題となるが，改正趣旨通りに解すれば範囲外ということになる。そして，仕向銀行の取扱ミスは多くの場合は，重過失あるものとして錯誤無効とはならないであろう。ゆえに受取人の預金残高が誤入金額を満たし，且つ受取人および被仕向銀行の承諾が得られるときには記帳訂正により清算できるが，そうでないときは，有効な指図がない場合として仕向銀行は不当利得返還請求により回収することになる。このとき，本来入金記帳を受けるべきであった正当な受取人のみならず(74)，誤って入金記帳を受けた受取人の信頼も，善意の不当利得者に対する返還請求の範囲の制限(民法703条)及び損害賠償請求権により塡補される(75)。

2　テレ為替によるときは，振込手続は被仕向銀行の関与する間もなく行われるため，被仕向銀行の事務処理に関する責任問題が現れることはあまりなくなってきているかもしれないが，振込依頼人と直接契約関係に立たない被仕向銀行の不履行が生じたときには，被仕向銀行の法的立場に関わって債務不履行責任の所在が問題となる。

2－1　仕向銀行は自己の名で被仕向銀行に委託するのであるから，振込依頼人と仕向銀行間の委任契約は代理権を伴うものとはいえない。ゆえに仕向銀行には民法104条，105条，107条等はストレートには適用されず，その類推適用の可否を検討しなければならない。代理権を伴わない委任について受任者が復委任をなすことができるか否かにつき，通説・判例は民法104条及び105条を類推適用し復代理と同一の要件と責任のもとに認めるが(76)，107条2項の類推適用は認めないという(77)。振込取引に関しても，東京高判昭和62年10月28日判時1260号15頁は，「復受任者（被仕向銀行）のなすべき事務の処理につき復受任者の過失により控訴人（振込依頼人）に損害が生じたからといって被控訴人（仕向銀行）がただちにその損害を賠償する義務を負担するものではない。このような場合においては，民法105条2項を類推適用し，受任者が復受任者の不適任又は不誠実なことを知ってこれを依頼人に通知し，又は解任することを怠ったことを委任者において立証しない限り，受任者は委任者に対して損害賠償義務を負担するものではない」とするものがある(78)。しかし，振込取引においては被仕向銀行は受取人によって指定されているといえるから，復受任者と考えたときには振込依頼人が債務不履行責任を問える余地はまずないであろう(79)。

2－2　また，仕向銀行は振込依頼人に対して振込依頼書の記載内容に従って被仕向銀行宛に振込通知を発信する義務があるにとどまり，振込依頼人・仕向銀行間と仕向銀行・被仕向銀行間の委任契約は別個のものだとする立場からは，仕向銀行は発信後は責任を負わないということになろう(80)。このとき，仕向銀行が改めて履行を求めるか被仕向銀行が自ら履行をし直さない限り振込依頼人は振込の結果を飲まざるを得ず，対価関係に瑕疵がある場合として受取人への不当利得返還請求権および不法行為による被仕向銀行への損害賠償という過程を経て地位を回復することになる。

2－3　これに対して，高松高判平成元年10月18日金法1258号64頁は，仕向銀行は被仕向銀行と共同し又はこれを履行補助者としたものとして

振込依頼人に対し債務不履行責任を負うと判示した(81)。なお，銀行の責任に関して，UNCITRALのEFT取引に関するリーガルガイド草案の中で，ネットワーク責任論が提案されているという(82)。

第三節　銀行が振込資金の欠缺を見逃して振込手続をした場合

銀行がその委託を受けて払込の実行をする場合には，これに先立ち，依頼人より資金の提供を受けるか，依頼人の口座から当該金額を引き落とした上で行うというのが契約の内容となっている(83)。その際に銀行の思い違いにより資金の裏付けがないまま受取人の口座に入金記帳された場合には，補償関係に瑕疵がある場合(84)にあたり，清算は，仕向銀行から対価関係における債務の消滅という利得を受けた振込依頼人への不当利得返還請求による。裁判例としては岡山地判平成5年8月27日金法1371号83頁がある。

第四節　銀行が振込委託の撤回を見逃して振込手続をした場合

振込依頼人が一旦は有効な委託をしたが，何らかの事情により，これを将来に向かって効力を失わしめる場合がある。これを銀行実務用語では「組戻し」というが，振込委託の法的性質が一般に委任契約と解されていることから，委任契約の解除（民法651条）であるとされる(85)。「組戻し」は，解除といってもその性質は「撤回」であり，委任事務の執行が終わるまでは自由にできるが(86)，その後は受取人の承諾を得て応じるという取り扱いをしている(87)。他行間振込のときは仕向銀行が被仕向銀行に振込手続の執行を委託し被仕向銀行の口座に当該金額を入金記帳した後は，被仕向銀行宛に組戻依頼電文を発信して，これに対する被仕向銀行からの組戻承諾の回答を得たうえで行われる。

振込依頼人の撤回の意思表示を看過して振込がなされた場合については，東京地判平成5年3月5日金法1379号42頁がある。これは，有効な指図の欠ける場合である(88)。この場合，日本の学説ではあまり意識されていないが，注61で述べたように，受取人が当該入金を対価関係上の債務の支払と信じてもやむを得ないときにも振込依頼の撤回によって一律に対価関係上の債務が消滅しないとすることは柔軟性を欠き疑問であるとする見解がある(89)。原因関係上なんらトラブルがないのに，振込依頼人の都合で撤回したとすれば，受取人は入金記帳を債務の履行と思うのが当然であり，それを知らされていれば受取人はその後の損失を回避できたことを考えると，このような場合には受取人に入金記帳による利益をそのまま保持させることが正当である。この場合には，仕向銀行は振込依頼人に対して不当利得返還請求権を行使することになるが，当然，仕向銀行が依頼撤回を看過したことによる振込依頼人の損害賠償請求（相殺や同時履行の抗弁を主張する機会を失ったことによる損害，期限の利益を失ったことによる損害等）との相殺をみとめるべきであろう。

第五節　誤振込金返還請求権の性質

以上のように，契約関係に多当事者が絡んでくる場合には，制度趣旨や当事者間の利害調節という観点から，不当利得の利得者・損失者を決定する必要がある。そして，その利得者の債権者と損失者の請求権が競合したときに，損失者はどのような地位にあるか，という問題を考える際には，この不当利得が「給付利得」か「侵害利得」かという観点が生きてくるのである。

給付利得返還請求権を認め易いのは，仕向銀行と振込依頼人との間で不当利得が問題となるべき第三節・第四節の場合である。これは法的には，仕向銀行は振込依頼人との契約関係により振込依頼人へ給付をしたということであるから，振込依頼人についてのリスクは仕向銀行が負うとすることは考え易い。

銀行と出捐先とで不当利得が生ずる，第一節で振込委託が錯誤により無効となった場合や第二節の銀行の違法処理により誤振込がなされた場合では，銀行は振込依頼人の指図によって受取人に出

捐したにすぎず，給付関係はみられず，侵害利得と解してよいであろう。

問題は，第一節の事案で振込依頼人の錯誤の主張が退けられたときのように，振込依頼人と受取人の間の不当利得が問題となる場合である。この場合は振込依頼人の意思で振込をしているものの，振込先について「人違い」をしており（第四章第二節第一項），振込依頼人は，誤振込によって偶然出会った，見も知らぬ受取人の無資力を負う筋合いがないのに対し，受取人の債権者はそのような降って湧いた財産をあてにするべきではないから，侵害利得として，その優先効をみとめられるべきであろう。第一章第一節でみた，預金成立に原因関係が必要か否かが争われた裁判例は，誤振込人と受取人の債権者の間の事案であるが，債権者の差押が問題となった最高裁平成8年判決の事案では，誤振込人の受取人に対する不当利得返還請求権の優先弁済効により誤振込人は第三者異議を認めるべきである。また，被仕向銀行の相殺が問題となった鹿児島地裁の事案においては追及効により，振込金を回収することができる。なお，名古屋高裁の事案では，債権者はすでに債権差押・転付命令を受けている。これは，不当執行として，差押債権者の不当利得の問題となる。

ただし，これらを認めるのに当たって，第三者の主観態様および受取人の資力が問題となるということは，既述のとおりである。

おわりに

誤って入金記帳された振込金は，受取人が正規の取引関係なしに得たものとして，その帰属を認めることに対しては「騙取金による弁済」事例と類似の法感情からの反発があった。そのため，誤振込に関する判例および学説は，預金契約の解釈という問題で解決しようとしたが，その根本的な解決は，金銭の実質的帰属者の地位が如何にあるべきかによらなくてはならない。しかし，これに関する学説と判例の状況は，問題意識はあるものの理論的には過渡期にあるものと云わざるを得ない。

筆者は，既述のように一定の状況における金銭返還請求権に物権的な優先力をもたせるべきであると感じている。これは，一見珍奇な意見に思われるかもしれないが，「衡平」という観点からある者の法的地位を見直すという作業は，ローマ期から繰り返し行われてきたことであり，近代においても不動産賃借権の排他性の可否といったように，物権と債権の峻別という垣根を越えて行われてきたところである。殊に，預金通貨による決算が日常的に行われ，さらに電子マネーによる金銭の移動が予定されている今日においては，債務者の責任財産を構成する金銭の履歴が記録として残るため，誤振込判決のように，債権者が引当とすることが正当か否かという争いが頻発する可能性がある。冒頭で見た判決群や学説の動向を契機に，金銭帰属者の法的地位を構成し直す必要があろう。従来，第三者異議や破産法の取戻権の議論においては，債権的請求権として賃借権等が問題となることが多い(90)。しかし，有体物との結びつきがない権利についても，対象物が債務者の責任財産に組み入れることが正当か否かという観点からの問題設定が必要だと思われる。

最後に，第五章では専ら誤振込関係の清算における問題点を取り上げた。しかし，振込取引の普及が著しいのに比べ，その手続に過誤があったときの処理規定や議論はあまりにも不十分だといわざるをえない。そのガイドライン作成とともに，例えば手形交換規則における異議申立提供金制度を参考とした制度の新設(91)等についても検討する必要があることを指摘して，本論文を終える。

注

(1) ドイツ判例通説，アメリカ UCC 第四A編 105条(a)，UNCITRAL（国連国際商取引法委員会）国際振込モデル法も，預金は原因関係と無関係に成立させる趣旨であるという。ただし，原因関係について全く無視してよいわけではない。裁判例は，振込委託契約を委任契約と解している（東京地判昭和41年4月27日金法445号8頁，東京高判昭和50年10月8日判タ336号

231頁，名古屋高判昭和51年1月28日金法795号44頁，東京高判昭和62年10月28日判時1260号15頁，東京地判平成5年3月5日金法1379号42頁，岡山地判平成5年8月27日金法1371号83頁)。この立場によると，銀行は受任者として善管注意義務を負うから，たとえば受取人の破産のように，振込手続の執行によって振込依頼人が明らかに不利益を受けることを知っているときには，その執行に先立ち振込依頼人に問い合わせる義務があることになろう。例えば，東京地裁昭和41年4月27日金法445号8頁は，振込の前日に不渡処分によって受取人の当座勘定口座が解約され，入金記帳すべき口座がなくなったが，被仕向銀行が振込金を別段預金に留保し，数日後受取人に払戻しした事例で「右振込金の処理を留保して，自らまたは振込店を介して原告に対して，強制解約の事実を通知し，これが回答をまって爾後の手続をすべき義務を有していた」とする。但し，仕向銀行の善管注意義務について，銀行が振込依頼人の手形不渡事故回避のために勝手に組戻しをした事案について，名古屋高判平成9年10月30日金法1514号70頁はこれを否定した。

(2) 内心的効果意思を探求すれば，原因関係必要論のいうとおりであろうが，銀行側としては原因関係とは無関係に入金記帳によって預金が成立すると考えるのが常識的であり，受取人側においても原因関係の存否と預金の成否を連動させる意思があるとはいえない，と指摘される(後藤紀一「振込取引に関する最近の判例をめぐって(下)」金法1393号(1994年)25頁，牧山市治「依頼人が振込先を誤記入した場合の受取人は預金債権を取得しないとされた事例」金法1267(1990年)18頁)。

(3) 岩原紳作「電子資金移動(EFT)および振込・振替取引に関する立法の必要性(6)」ジュリ1089号(1996年)311頁，〔座談会・川田発言〕金法1455号(1996年)21頁，判タ718号(1990年)125頁解説。

(4) しかし，原因関係を必要とすることは，受取人が預金の払戻しを受けたうえで債権者に弁済した場合との不均衡をもたらすことになる(「騙取金による弁済」事例について，最判昭和49年9月26日民集28巻6号1243頁は債権者が善意・無重過失のときには有効な弁済となることを認める)。

(5) 金銭の現存は推定される(大判昭和8年11月21日民集12巻2666号，最判平成3年11月19日民集45巻8号1209頁)。なお，通帳の記録等から，当該誤振込の後一度預金が払い戻され，他の振込によって預金残高が出来たというような場合には，預金債権と誤振込金との因果関係は否定されるであろう。

(6) 債権の不当利得について。債権の消滅も原則として有因であるから，その復原も債権証書の返還・破棄等行えば足りるが，無因的取得の場合(例えば，手形)については，債権証書に関する復原の他に，移転を受けた債権の移転(利得者が応じないときは，債権譲渡の意思表示に代わる判決をすることができる。共に差押・転付命令を得た債権について，大判昭和8年3月3日民集12巻309頁，大判昭和15年12月20日民集19巻2215頁)といった権利の実体に関する返還行為をしなければならない(四宮和夫『事務管理・不当利得・不法行為上巻』(青林書院・1981年)123頁，我妻栄『債権各論下巻一(民法講義Ⅴ$_4$)』(1972年・岩波書店)948頁)。

(7) 原審の評釈として，西澤宗英　判評407号(1993年)39頁，滝沢昌彦「誤振込による預金債権の成否と預金債権の差押に対する第三者異議の訴えの可否」ジュリ1018号(1993年)121頁，金商886号(1993年)22頁解説。第三者異議の訴についての民事執行法38条1項にいう「所有権その他目的物の譲渡もしくは引渡を妨げる権利」については，目的物は有体物に限らず，強制執行の目的となるかぎり，債権その他の財産権を意味し，例えば差し押えられた債権が他の債権者に属する場合のその債権者の地位も実質上所有権と同視すべき地位として執行の排除を求める原因となりうる」として，真の権

利者たる第三者の権利が表見的な強制執行によって危険にさらされる（民法478条）ためこれを救済し，差押という外観を取り除くためにも，認めるのが通説である（三ケ月章『民事執行法』（1981年・弘文堂）141頁，兼子一『増補強制執行法』（1951年・酒井書店）54頁，菊井維大『強制執行法（総論）』（1976年・有斐閣）264頁，中野貞一郎『民事執行法(上)』(1983年・青林書院)269頁ほか。いずれも差押前に債権を譲り受けたと主張する第三者からの異議について，大阪控判大正5年8月20日新聞1152号21頁，大判昭和9年2月26日法律評論23号民訴201頁，東京高判昭和48年2月6日判時698号65頁，大阪高判昭和62年7月13日判時1291号72頁)。

(8) 通貨制度変遷については吉岡幹夫『金銭債権の基本構造』(1997年・法律文化社)第1章参照。

(9) 1917年（大正6年）アメリカの金輸出禁止にともないわが国も金輸出禁止の処置をとり事実上兌換を禁止。1930年から一時金輸出を解禁し兌換を復活させたものの，翌年には大蔵省令によりふたたび金輸出を禁止し，金貨への兌換停止の措置がとられた。

(10) それを用いて金銭債務を弁済することができるような一定の価値的な権能。森田宏樹「電子マネーの法律構成(1)」NBL 616号（1997年）10頁。

(11) 郵便為替について大判大正8年7月15日民録25巻1335頁。

(12) 最判昭和35年11月22日民集14巻13号2827頁。

(13) 最判昭和37年9月21日民集16巻9号2041頁。

(14) 通常の小切手の振出の場合は，特約のないかぎり，「支払いに代えて」ではなく「支払いのために」なされるのであって，原因債務は消滅しない。通常の小切手は不渡りという危険が伴うのに対して，預金債権は銀行に対する金銭債権であり，銀行は国の手厚い保護を受けている上，預金保険制度や支払準備金制度による預金者保護，先の全銀システムでは日銀が銀行間決済の保証をしている。

(15) 預金通貨（monnaie scripturale）については森田宏樹「電子マネーの法律構成(3)」NBL 619号（1997年）31頁。

(16) 後藤紀一『振込・振替の法理と支払取引』(1986年・有斐閣）61,69頁以下，森田・前掲論文（注15）33頁。大阪高判平成10年4月30日金商1054号49頁は「銀行振込の場合，通常は債務者が払込手続をとれば債権者への支払手続の確実性に欠けるところはないとはいえるが，万一銀行の送金手続の過誤等で債権者の指定口座に入金されなかった場合には，債務者の義務が終了したことにならないのは明らかであり，債権者の指定口座に入金されて初めて債務者の義務が終了するというべきである」とする。

(17) 結局は広く黙示の承諾を認める。前田達明「振込」加藤一郎＝林良平＝河本一郎編『銀行取引法講座（上巻）』（1976年・金融財政事情研究会）316頁以下，後藤・前掲書（注16）70頁以下，同「振込取引と不当利得」金法1300号(1991年)9頁，菅原胞治「振込取引と原因関係(2)」金法1360号（1993年）24頁，同「原因関係を欠く振込取引の効力（上）」銀行法務21　515号（1996年)32頁，秦光昭『金融取引法入門30講』(1997年・金融財政事情研究会）195頁。

(18) 但し，振込によらない旨の特約があるときは，民法402条但書によって例外を認めるべきであろう。

(19) 増田晋「電子マネーをめぐる私法上の諸問題」金法1503号（1998年）45頁以下，「電子マネーの私法的側面に関する一考察」金融研究6月号（1997年）8頁以下。

(20) 吉岡・前掲書（注8）165頁。末川博士は「かつて貨幣がその有する素材価値の故に，すなわち貨幣金属の実態価値の故に，流通していた時代においては，貨幣は物として取扱われるべき根拠を有していた」という(『占有と所有』（1962年・法律文化社）195頁)。

(21) 松本烝治「金銭ノ即時取得ニ付イテ」私法2

号（1949年）580頁。

(22) 末川・前掲書（注20）193頁以下，川島武宜『所有権法の理論（新版）』（1987年・岩波書店）179頁，舟橋諄一『物権法』（1960年・有斐閣）224頁，石田文次郎『物権法論〔全訂改版〕』（1932年・有斐閣）37頁，我妻栄・有泉亨補訂『物権法（民法講義二）〔改訂〕』（1983年・岩波書店）145頁以下など。ただし，末川博士は例外的に，例えば占有補助者や代理占有が生じている場合に，その金銭の処分権能の在り処によって，金銭の事実的支配と所有権が分離する場合を認める（末川・前掲書（注20）197頁以下）。「封金」については吉岡・前掲書（注20）163頁，末川・前掲書（注20）194頁。

(23) 大判大正8年10月20日民録25巻1890頁。その後の判決は，この理由によって当然には因果関係を否定していない。

(24) 大判大正9年5月12日民録26巻652頁，大判大正9年6月16日新聞1745号16頁，大判大正10年6月27日民集27巻1282頁，大判昭和2年7月4日新聞2734号15頁。

(25) 大判大正8年12月12日民録25巻2286頁，大判大正13年7月23日新聞2297号15頁，大判昭和2年4月21日民集6巻166頁。

(26) 大判大正元年10月2日民録18巻772頁，大判大正9年11月24日民録26巻1862頁，大判大正13年7月18日新聞2308号18頁（ただし同じく二重無権代理ケース（Mが騙取金で自分の債務を弁済したが，Yは表見本人に対する債務の弁済と思って受領している）の場合において大判昭和10年3月12日民集14巻467頁および大判昭和11年1月17日民集15巻101頁は，Yが即時取得によって金銭を取得しても，それが不当利得となるか否かは正義公平の見地から解決されるべき別個の問題だとして，Yの受領が表見本人に対する表見債権の弁済としてか，M自身の無権代理責任の弁済としてかを審理すべきだとする），大判昭和9年4月6日民集13巻492頁，大判昭和13年11月12日民集17巻2205頁。

(27) 即時取得の趣旨を援用するものと解するもの（明石三郎「騙取した金銭による債務の弁済と弁済受領者の不当利得の成否」民商57巻4号（1968年）82頁），公平の理念（東法子「騙取金による弁済事件」手研270号（1980年）45頁）ないし当事者の過責の衡量によるとするもの（谷口知平「騙取した金銭による債務の弁済と弁済受領者の不当利得の成否」判評106号（1967年）24頁，同・昭和49年判決評釈・民商73巻1号（1975年）125頁，星野英一・昭和42年判決評釈・法協85巻3号（1968年）162頁，中井美雄「騙取・横領金による債務の弁済と不当利得」ジュリ590号（1975年）73頁），その根拠は不明とするもの（谷口茂栄「騙取した金銭をもって債務の弁済をした場合と不当利得の成否」金法494号（1967年）33頁）。結論としては殆どの学説が賛意を表している。

(28) 昭和42年判決は我妻栄『新法学全集』（1940年）51頁，昭和49年判決は我妻・前掲書（注6）1023頁。好美清光「騙取金銭による弁済について」一橋論業95巻1号21頁。

(29) 我妻・前掲書（注6）1022頁。

(30) 我妻・前掲書（注28）52頁以下。我妻・前掲書（注6）1023頁では，金銭に即時取得なしとの通説を配慮したのか，「即時取得の趣旨」は消え，それに代えて，「法律上の理念から生ずる公平の理想」，「不当利得制度の趣旨」という，いわゆる公平説の法感情だけで「法律上の原因」性を支えようとしている（好美・前掲論文（注28）22頁）。

(31) 預金債権が成立するが，その預金債権が含有する「金銭価値」の帰属は振込依頼人と受取人との原因関係により決まり，帰属を発生させる振込人と受取人間の原因関係が欠ける場合には，その預金債権は出捐者たる振込人に帰属するということになる。これは預金の成立について判例（最判48年3月27日民集27巻2号376頁）が採る出捐者説と適合的である。これは，銀行が出捐者と異なる預金行為者を預金者と認定し，この者に対し貸し付けを行った場合の，

先の預金債権との相殺について，預金者を出捐者であると認定した上，民法478条の類推適用があるとしたものである。誤振込による預金を引き出した受取人に窃盗罪の成立を認めたものとして，東京高判平成6年9月12日判時1545号113頁がある。

(32) 道垣内弘人『信託の法理と私法体系』(1996年・有斐閣) 201頁。

(33) 騙取金による弁済に関する昭和49年判決を引用して，債権者に対する振込依頼人の不当利得返還請求権の可能性を示唆するものとして，野村豊弘「誤振込みと預金契約の成否」金商999号 (1996年) 2頁，牧山市治「振込の原因となる法律関係が存在しない場合における振込にかかる普通預金契約の成否」金法1467号 (1996年) 19頁，道垣内弘人「誤振込による受取人の預金の成否」別ジュリ144号 (1997年) 221頁。

(34) 四宮・前掲書 (注6) 77頁以下，四宮和夫『民法論集』(1990年・弘文堂) 112頁。

(35) 広中俊夫『物権法〔第二版増補〕』(1987年・青林書院) 258頁以下。

(36) 加藤雅信『財産法の体系と不当利得法の構造』(1986年・有斐閣) 663頁以下。

(37) 好美・前掲論文 (注28) 28頁以下。

(38) 当該金銭による代位物に同一性を認めるのが広中説，認めないのが四宮説。好美説は「価値の同一性」について，加藤説は「価値の特定性」についての具体的説明はない。

(39) 松岡久和「債権的価値帰属権についての考察—金銭を騙取された者の保護を中心に—」社会科学研究年報 (龍谷大学) 16号86頁以下。

(40) 川村泰啓「「所有」関係の場で機能する不当利得制度 (二)」判評120号 (1969年) 11頁以下。

(41) 川村泰啓「「所有」関係の場で機能する不当利得制度 (一三)」判評144号 (1971年) 3頁以下，9頁以下。

(42) 松岡教授は，アメリカにおける財産膨脹理論 (追及対象たる代償財産の特定性を要件とせず，一般先取特権のように，返還義務者の全財産を目的とする理論。例えば，騙取された金銭が弁済に使われなければ，返還義務者の固有財産が使用されたはずであり，返還権利者の財産の使用によって返還義務者の財産は，そのような弁済がなかった場合より増えているとされる。一種の「出費の節約」論によるもの) を支持する (松岡久和「アメリカ法における追及の法理と特定性—違法な金銭混和事例を中心に」林良平先生献呈論文集刊行委員会『現代における物権法と債権法の交錯』(1998年・有斐閣) 376頁以下)。

(43) 侵害利得が問題となる事案については「権利を証明する文書」が存在しないことが多いであろうから，実体的判断を執行官にさせることはできず，配当要求によらず第三者異議の訴えによるべきである，という。松岡・前掲論文 (注39) 87頁)。

(44) ただし，「金銭の騙取」という事態の中でも，Mが欺いて契約によって騙取したような給付利得返還請求権が問題となるような場合については，金銭債権がどの範囲でどの程度価値の帰属性を考慮されるべきかという問題とかかわるとするのみで，結論を保留されている (松岡・前掲論文 (注39) 88頁注82,94頁)。

(45) 松岡・前掲論文 (注42) 358頁。

(46) 同様の指摘は，奥田昌道・四宮r. v. 論文批評・法時49巻10号 (1977年) 110頁によってなされている。

(47) 例えば，703条が191条，704条が190・191条と対応する。加藤・前掲書 (注37) 331頁以下。

(48) 四宮・前掲書 (注6) 187頁。ただし，四宮教授は客体の特定性を必要とする。

(49) 四宮・前掲書 (注34) 114頁。能見教授は，売買契約が無効になった場合に，売買目的物の所有権は有因主義を理由に売主に復帰するが，金銭の所有権は復帰しないというのはアンバランスなところがあるとして，契約の無効・取消の場合にも金銭のr.v. をみとめるべきとして四宮説に賛同される。能美善久「金銭の法律上の地位」星野英一他編『民法講座　別巻1』(1990年・有斐閣) 123頁。

(50) 強迫について，最判昭和26年10月19日民集

5巻11号612頁。

(51) 筆者は，この意味で，転用物訴権（契約外の第三者が，契約関係から受益した場合の，第三者に対する利得引渡請求権。有効な契約関係の連鎖によって移転した場合に財産の回復をみとめる点で一般の不当利得と異なる。最判昭和45年7月16日民集24巻7号909頁，最判平成9月19日民集49巻8号2805頁）には原則として反対である。

(52) 177条について，最判昭和39年3月6日民集18巻3号437頁ほか。94条2項について，最判昭和62年1月20日訟務月報33巻9号2234頁。

(53) 破産管財人が94条2項の第三者にあたるとしたものとして，最判昭和37年12月13日判タ140号124頁。ただし，善意・悪意の判断の基準は，破産債権者を基準とし，一人でも善意の者があれば，管財人は善意を主張できるとするのが通説である。

(54) 誤った振込手続がなされたとしても，入金記帳の前であれば，後述のように振込依頼人の申し出により振込は撤回されうる。入金記帳後でも，受取人の承諾が得られれば資金は戻されることになっている。通常であればそれで事は解決するが，受取人が行方不明その他の事情で承諾が得られないときが問題となるのである。

(55) 指図とは，広く，指図者が被指図者に対し，指図者の計算において一定の出捐を受益者に対してなすべき旨を指示して，指図者の被指図者への請求権と，受領者の指図者への請求権を，被指図者の一つの出捐により消滅させようとするものである。給付過程の簡略化のため又は支払いの媒介手段として利用される。我妻・前掲書（注6）995頁，四宮・前掲書（注6）232頁は振込取引を指図の例として扱う。

(56) 第三者のためにする契約とすることの理論的障害について後藤・前掲書（注16）28頁以下。判例は，電信送金取引について（最判昭和43年12月5日民集22巻13号2876頁），輸出円貨払込依頼について（最判昭和54年3月16日民集33巻2号270頁）否定。

(57) 錯誤の主張が入金記帳前になされたにもかかわらず，銀行がこれを見落として入金記帳した場合には，後に述べる振込委託の撤回看過と同様に処理すべきであろう。

(58) ただし，前掲名古屋高判昭和51年1月8日の事件については，振込依頼人が受取人間違いをしているので一見錯誤の問題のようにみえるが，受取人間違いの錯誤は銀行が振込依頼人のまったく指示どおりの口座に入金記帳したがそれが誤りだった場合に問題になることであるのに対し，本件では「ホウワサンギョウ」という発音だけは指示どおりであるが，振込依頼人の指示したのは「豊和」のほうで「朋和」ではないから，後述の銀行の取扱ミスの場合と考えるべきであるとの指摘がある。それは，受取人名が片仮名であることによって誤振込が生じたとすれば，世間には，同音異人があることは容易に想像でき，エラーが生ずることを当然予測できたはずであるから，銀行側のシステム上の欠陥によるものといえるからであるとする（後藤・前掲書（注16）95頁，同「振込取引をめぐる最近の判例と問題点」金法1269号（1990年）15頁，岩原・前掲論文（注3）308頁）。

(59) 振込依頼人に重過失がある場合には，無効を主張することができない（民法95条）。尤も，平成6年制定の振込規定ひな型や同年改正のカード規定試案には，振込依頼書に記載された事項や振込機に入力された事項を依頼内容とする旨（振込規定2条1項3号・2項4号），振込依頼書の記載の不備，振込機・支払機への誤入力による損害については銀行は責任を負わない旨（同2条3項，カード規定11条）の規定がある。これら約款規定の結果，振込依頼人の意思表示に瑕疵があっても，それを理由に振込委託の無効・取消を仕向銀行に対して主張することはできなくなっているとも考えられる。ただし，錯誤等の意思表示に関する民法の規定は，いわば強行規定として，約款によって排除することはできないという議論があることに留意すべき

である（磯村保「システム契約の民事法的分析」北川善太郎編『コンピュータシステムと取引法』(1987年・三省堂)87頁)。なお，アメリカのUCC第四A編201・205・206条は，送信人たる顧客とその受信人たる銀行の間で，送信上又は内容上の誤りを検査することを目的としてセキュリティ手続を予め取り決めた場合に，送信人が自分がこの手続に従い受信銀行もそれに従ったならば誤りが検出されたであろうことを証明できれば，誤った振込につき送信人は支払義務を負わないが，それ以外の場合は受信銀行が受信した支払指図に錯誤等により内容上の誤りがあっても，送信人はその受信された内容に拘束されるとしている。UNCITRALの国際モデル法もほぼ同旨だという（岩原・前掲論文（注3）309頁)。

(60) 対価関係の欠缺の場合には，被指図者は指図者にするべきであった給付をその指示に従って受益者にしたのであるから，補償関係が有効に存在することにより債務を免れ，受益者は対価関係の欠如により法律上の原因なく給付物を利得したことになる反面，指図者は法律上原因なく（間接）給付をなしたことになり，指図者から受益者への不当利得返還請求権が生ずることになる。最判昭和28年6月16日民集7巻6号629頁が，対価関係たる不動産売買を取消し目的不動産の返還を請求する場合には同時履行として受領した代金を提供すべきであると判示するにあたり，受益者である売主は代金を買主の財産によって利得しているとしたことは，同様の趣旨によるものと考えられる。

(61) 指図そのものが無効・不存在であるようなときには，指図のない以上，そしてまた474条の他人の債務の弁済の意思のない以上，給付の効果を対価関係・補償関係に帰せしめることができず，被指図者は直接受取人に不当利得返還請求すべきであるとする（我妻・前掲書（注6）998頁，好美清光「不当利得法の新しい動向について（下)」判タ387号(1979年)26頁，四宮・前掲書（注6）232頁)。ただし有効な指図のない場合といっても原因は種々あり，一旦有効になされた指図・委託の撤回や取消と，有効な指図の不存在の場合（例えば無効，行為無能力，名宛人違いの支払委託等）とを区別し，前者では指図に含まれた財産移動への誘因(Veranlassung)を除くものではないから，指図によって生ずる給付の目的設定には何らの影響をも及ぼさす受益者にとっては存続するため，対価関係における給付の目的は達成するとの見解がある。これは，受益者の信頼保護や当事者の原因への関与等の調節が絡む難問である（共にドイツにおける議論について，廣瀬克巳「三角関係における給付利得（一)」比較法雑誌15巻1号(1981年）34頁，後藤・前掲書（注16）150頁以下。我妻・前掲書（注6）998頁も指図が偽造であって全然効力を生じないときと一度有効に成立した指図ないし委託が撤回された場合とを区別し，瑕疵の種類とそれを生じた原因を考慮して，何人のどの程度の負担とするのが妥当か，各場合について判断する他ないとする)。

(62) 内国為替取扱規則第二編第七章に「電文の取消・訂正」の定めがあるが，これは為替取引の銀行間の資金決済に影響する事項に限られており，口座相違の場合の入金記帳の取消には明確な定めがあるわけではなく，受取人の承諾の要否については銀行によって取扱は区々のようである。一般的には，相応な振込委託がないときは，銀行に誤入金についてミスがあった場合でも，預金口座に残高があれば銀行は誤入金先の承諾を得ないで一方的に入金を取り消しうると解されている（吉原省三「口座相違と銀行の責任」金法689号（1973年）43頁，宮下文秀「誤入金・誤支払の問題点」金法778号（1976年）15頁。大阪高判昭和43年11月28日金法535号35頁)。しかし，後述の「組戻し」と等しく，為替取引の安定性を確保するためにも，銀行として対応可能な範囲まで受取人の承諾を求め(信義則上の承諾義務がある)，これが得られない場合には法の一般原則に基づいて処理すべきであるとの見解もある（松本貞夫「為替金の組

戻，取消，訂正と受取人等の承諾の要否」手研454号(1991年)24頁)。後にみるように，預金規定の改正により承諾を要せずして入金記帳を取り消せることが対顧客で明示されることになったが，適用場面は限られている。

(63) ドイツの議論について，岩原紳作「資金移動取引の瑕疵と金融機関」国家学会編『国家と市民〔第三巻〕』(1987年・有斐閣) 240頁。

(64) 〔座談会・野村発言〕(注3) 22頁，鈴木正和「誤振込と預金者の認定」判タ746号 (1991年) 104頁。

(65) ただし，この委任関係は複数の規約等により拘束され，仕向銀行から被仕向銀行に対する為替通知により当然に成立し，被仕向銀行はこれを拒絶する自由を有しないし，その手続や責任分担等については内国為替取扱規則により全加盟銀行との間で画一的に処理されるので，純然たる委任契約が成立するといえるものではない。内国為替運営機構の構成員同士の関係は，内国為替運営規約（全銀内国為替制度を発足するにあたり制定された包括的コルレス契約。第四章事故裁定の規定により加盟銀行間の責任分担裁定の手続を定め，ここでは私法上の契約責任理論や過失責任理論が排除されている)，内国為替取扱規則（内国為替運営規約に基づき加盟銀行相互間の内国為替取引を円滑に運営されるために必要な事項を定めたもの)，全銀システム利用規則（全国銀行データ通信システムを全銀内為制度加盟銀行が利用する場合の取扱手続等を定めたもの)，為替決定規程（日本銀行制定。為替貸借の決済に関する加盟店，手続，事故処理，責任分担等を定めたもの）に拘束される。

(66) 高松高判平成元年10月18日金法1258号64頁。

(67) 牧山・前掲論文（注2）16頁，同・前掲論文（注33）14頁，松本貞夫「振込の仕組みと当事者の法律関係」藤林益三＝石井眞司編『判例・先例金融取引法〔新訂版〕』(1988年・金融財政事情研究会) 109頁，吉原・前掲論文（注62）42頁，東京高判昭和62年10月28日判時1260号15頁。外国送金委託について東京高判昭和59年2月14日金法1066号36頁。

(68) 菅原胞治「振込取引と原因関係(3)」金法1361号（1993年）118頁，大西武士「誤振込による預金の成否と第三者異議の訴え」判タ918(1996年）19頁，鈴木・前掲論文（注64）104頁，後藤・前掲書（注16）239頁。振込依頼人・仕向銀行間の法律関係の瑕疵の，仕向銀行・被仕向銀行間の法律関係への影響という観点から述べた判例として，岡山地判平成5年8月27日金法1371号83頁は「振込依頼人と仕向銀行及び仕向銀行と被仕向銀行との法律関係はそれぞれ委任関係であると考えられるところ，両者の法律関係は別個のものであり，それぞれの契約当事者間の事情は他の当事者に影響を及ぼすものとは言えない」とする。

(69) 最判平成3年は，A・B間，B・C間にそれぞれ手形の委任契約がありその履行としてC→B→Aと取立金が交付されたが実は手形取立は不成功であったというケースである。Aが行方不明のためCからBへの不当利得返還請求権が問題となった。考え方としては①BからAへの手形取立金交付によりBには現存利益は存在しないと考えるか（第一審名古屋地判昭和60年11月15日金法1123号45頁，福岡地判昭和53年4月21日金法881号50頁)，②原物返還の原則にしたがって，Bが手形取立金の代わりに取得したAに対する不当利得返還請求権を代位物と捉えるか(四宮・前掲書(注6)213頁，85頁)，③②の返還請求権の客観的価値を返還すると考えるか（我妻・前掲書（注6）1096頁）であるが，本判決は，Bには特段の事情のないかぎりBが悪意になった時点におけるAへの不当利得返還請求権の額面金額の利得があるとした。これは③の考え方を採ったとするもの（大西武士「普通預金の誤払いと不当利得の成否」銀行実務22巻8号 (1992年) 99頁，同「不渡手形の確認ミスによる誤払金の取戻し」金法1316号 (1992年) 3頁) があるが，④最高裁判所判例解説（富越和厚・曹時45巻11号 (1993年) 171頁。同

旨，平田健治「不渡手形分の預金払戻と不当利得」民商106巻6号（1992年）127頁，本田純一「金銭の不当利得における返還義務の範囲」ジュリ1002号（1992年）78頁）によると，②の考え方を採るが，悪意となってから返還時（口頭弁論終結時）までにAは資力を喪失しているから，Bは原物返還ができず，価格返還をするものであるという。③と④によると，Bが悪意になるまでのAの無資力はBの返還義務を収縮させるが，その後のAの無資力については，Cは誤払いの事実をBに通知することにより回避できるのに対し，Bにとっては悪意に転じた時点で回収に努力してもAが任意に応じてくれないときには負担は大である。この問題意識から，Bは利得した金銭の利益が現存するが，他方Aから回収できないことをBの損害と捉え，Cの注意義務違反との因果関係により公平を図るという見解（山田誠一「誤った資金移動取引と不当利得（上）」金法1324号（1992年）18頁），②の考え方を貫き，BはAに対する不当利得返還請求権をCに譲渡し対抗要件を充足することで責を免れ，Aの財産の管理に対して注意義務違反があったときのみ，その塡補の責任が問題となるとする見解（下森定「不当利得の現存利益についての立証責任」金法1331号（1992年）14頁）が存する。

(70) 銀行の受任事務処理についての判例としては，最判平成6年1月20日金法1383号27頁（原審，高松高判平成元年10月18日金法1258号64頁），東京地判平成5年7月29日金商932号20頁がある。二重に振込通知を発信した事件もある（金融情報システム63号（1989年）22頁，同122号（1993年）56頁）。なお，振込システムのコンピューター障害については，内部的には，内国為替取扱規則第一編総則第二条内国為替運営に関する基本事項7の「責任の範囲」において，「取扱銀行の取扱規則に違反した行為あるいは自行システムの障害，その他取扱銀行の責に帰すべき事由によって生じた事故は当該銀行の責任とし，その損害を負担する。」「全銀システムの障害あるいは全銀センターの運営上生じた事故は加盟銀行の共同責任とし，その損害は加盟銀行の共同負担とする。」旨の定めがある。

(71) 内国為替取扱規則によれば，振込通知等に記入された預金種目・口座番号・受取人の住所・電話番号等は参考として取り扱われるにとどまり，被仕向銀行における入金記帳の基準になるのは受取人名であると解説されている（松本貞夫『詳解内国為替』（1987年・金融財政事情研究会）63頁）。

(72) 振込に関する銀行の事務処理の遅滞による責任について，下級審判決がある。委任事務の遅延の損害賠償の範囲（民法416条）について東京地判昭和47年6月29日金法660号27頁は，振込依頼人の振込の原因関係上の契約を解除され被った損害について予見可能性を否定した。東京地判平成9年9月10日金商1043号49頁は株式投機目的の振込における得べかりし値上がり益について同じく否定している。東京地判昭和51年1月26日金法794号30頁は外国為替の事例であるが，振込の目的を銀行に通知していた場合には送金の遅滞による受取人との契約の解除により生じた損害の賠償を認めている。なお，「振込金受取書」には通常「やむを得ない事由による通信機器，回線の障害または郵便物の遅延等によって振込が遅延することがあっても当行は責任を負いません」という免責文言が記載されている。

(73) 預金規定の平成7年改正で，現行の約款の「振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には，振込金の入金記帳を取り消します」（当座勘定規定3条2項・普通預金規定3条2項）という旨の規定が追加された（改正については金法1434号（1995年）40頁参照）。対象となるのは仕向銀行のミスによって生じた場合であり，しかも改正趣旨としては振込の重複発信，受信銀行名・店名相違，通信種目相違，金額相違または取扱日相違の場合ということになっている。仕向銀行の取消依

頼電報の発信は原電文の発信日の翌営業日まで認められるが，もしその受信時点ですでに振込金が預金口座から払い戻される等により残高が取り消すべき金額に満たないときは被仕向銀行は残高不足により資金返還できない旨を解答する，という処理がなされることになる（川田悦男「振込の取消制度の統一的実施」金法1434号（1995年）5頁）。

(74) 宮下・前掲論文（注62）15頁。

(75) 吉原・前掲論文（注63）42頁，川田悦男「誤振込・遅延等の振込事故と銀行の責任」藤林益三＝石井眞司編『判例・先例金融取引法〔新訂版〕』（1988年・金融財政事情研究会）114頁，関沢正彦「為替取引に関する判例の分析」金法1078号（1985年）25頁，東京地判平成5年3月5日金法1379号42頁（傍論）。

(76) 大判大正10年11月3日民録27巻1894頁参照。

(77) 最判昭和31年10月12日民集10巻10号1260頁。学説の中では，107条2項の類推適用を認め，被仕向銀行は振込依頼人に対し仕向銀行と同一の権利義務を直接負担するとするもの（吉原・前掲論文（注62）42頁，宮下・前掲論文（注62）15頁）があるが，復委任は委任事務内容が同一の場合に用いられるものであり，振込取引では仕向銀行と被仕向銀行の事務内容は異なるから適当でない（前田達明「振込依頼人の誤振込による受取人口座への入金記帳によって銀行に対する受取人の預金債権が成立するとされた事例」判評456号（1996年）37頁）との指摘がある。

(78) 外国送金委託について同旨，東京高判昭和59年2月14日金法1066号36頁，後藤・前掲書（注17）50頁。

(79) 105条2項の選任監督責任は，外国送金の場合は重要な意味がある（後藤・前掲論文（注60）12頁）。

(80) 松本・前掲論文（注80）11頁。

(81) この判決については，根拠が十分に示されていない等の指摘がある（川田悦男「振込における被仕向銀行の措置と仕向銀行の責任」金法1259号（1990年）4頁，判例解説・金商839号（1989年）4頁，〔座談会・石井発言〕手研493号（1994年）36頁）。その上告審である最判平成6年1月20日金法1383号27頁は，被仕向銀行による振込通知に基づく振込金の口座入金の事務処理が適正であるとして，仕向銀行の被仕向銀行の行動に関する責任について判示していない。履行補助者の概念は，選任・指揮・監督等本人に対して履行補助者の行為に対する干渉可能性が留保されている必要性があるとして，実情にあわないといわれる（後藤紀一「振込取引に関する最近の判例をめぐって（上）」金法1392号（1994年）31頁，同・前掲論文（注58）12頁，川田・前掲論文（注80）5頁，松本貞夫「振込取引における仕向銀行の責任と組戻しの取扱い（上）」金法1137号（1986年）8頁）。

(82) これは，振込手続が色々な機関を通じて行われ，しかもその遅滞等の原因がどこにあったのか振込依頼人が発見するのが困難であり，判明しても遠隔地の仲介機関や被仕向銀行に責任を追及することがむずかしいので，仕向銀行以後の過程で生じた人的ミスやコンピューター・通信回線の故障等によって依頼どおりに遂行されなかった場合には，とりあえず振込依頼人に対しては仕向銀行が責任を負い，その後仕向銀行と他の関係機関と責任負担の調整をすればよいという考え方である（沢野直紀「わが国エレクトロニック・バンキング法の課題」金法1100号（1985年）47頁）。

(83) 銀行窓口係が電信振込依頼を受けて自店小切手を受領し，電信振込金領収証を発行した後で，預金残高不足を確認した場合に銀行の振込送金義務を否定したものとして東京地判昭和58年9月30日判時1107号133頁。

(84) 指図における補償関係に瑕疵がある場合には，該瑕疵ある法律関係の当事者間で不当利得による清算が行われる。理論的には，被指図者の出捐はその目的に従い補償関係と対価関係それぞれの給付として効果帰属する（その結果，

対価関係が有効に存在することにより受益者の請求権は満足を受けて消滅する）が，補償関係の瑕疵により，被指図者は払わぬでもよい給付をしたという損失を被り，他方で指図者は受益者に対する債務の消滅という利得を法律上の原因なしに受けているということになる。補償関係にあたる契約の解除の事例として大判昭和15年12月16日民集19巻24号2337頁。いわゆる「騙取金による弁済」のうち騙取者が被騙取者をして直接交付させた事例につき大判大正13年7月23日新聞2297号15頁，大判昭和10年2月7日民集14巻3号196頁。当座勘定取引契約に基づき振出された手形の支払い委託による銀行の支払いも指図の当たる（ただし手形をめぐる問題として限定的に捉えうる）が，振出人の当座預金口座の資金不足を看過して手形金を支払った事例につき，大阪地判平成元年10月30日判時1373号135頁（控訴審である大阪高判平成3年3月29日金法1288号31頁もほぼ同旨）は当座勘定取引契約の解釈から本件手形支払は債務の支払として有効であり，支払受領者の手形債権は消滅するから利得はなく，むしろ債務消滅という利得を受けた振出人に対し請求するべきであるとした。

(85) 松本貞夫「振込」鈴木禄弥＝竹内昭夫編『金融取引法大系3巻』（1983年・有斐閣）100頁。

(86) 先日付振込のときにはその執行の終了は振込指定日が到来したときであり，それまでは自由に組戻しができる（大阪地判昭和55年9月30日金法944号35頁）。なお，輸出円貨払込依頼に関して東京高判昭和62年6月29日金法118号241頁，名古屋地判昭和63年2月15日金法1187号38頁。

(87) トラブルになった例として岡山地判平成5年8月27日金法1371号83頁。

(88) 本件事案については，判決同様「補償関係を欠く場合」として捉えるものがある（安藤一郎・本判決評釈・判タ882号（1995年）86頁）がこの理解は誤っている。

(89) 後藤・前掲論文（注2）34頁，同・前掲論文（注17）7頁。

(90) 不動産の所有権移転請求権が第三者異議の原因になった事案について，静岡地判平成5年3月4日判タ825号270頁は「第三者異議訴訟における異議事由は差押債権者の第三者に対する実体法上の違法であると理解するときは，その異議事由は第三者の対象物に対する所有権等の物権の主張に限定されず，差押債権者の執行行為が信義則違背，権利濫用等として第三者の権利を実体法上違法に侵害する場合には，第三者の当該権利が債権的請求権であっても，異議事由となり得ると解すべきである」とするものであって，注目に値する。

(91) 佐久間弘道「誤振込の事後処理対策を考えるべき」手研481号（1993年）1頁。

（むこうせ　いくえ　司法書士研修生）